

平成30年8月28日に公表した「国の行政機関における平成29年6月1日現在の障害者の任免状況の再点検結果について」の訂正について

平成30年8月28日に公表した「国の行政機関における平成29年6月1日現在の障害者の任免状況の再点検結果について」において、2機関の数値に誤りがあり、改めて通報書の提出があったため、下記のとおり訂正いたします。

1. 訂正の内容

数値に誤りがあったのは、下記の2機関です。

- ・消費者庁の職員数（訂正前）434.0人 →（訂正後）433.5人
- ・外務省の障害者数（訂正前）25.0人 →（訂正後）24.5人

また、訂正の結果、国の行政機関の合計は、障害者数は6,867.5人から3,460.5人減少して3,407.0人と、実雇用率は2.49%から1.19%と、不足数は2.0人から3,396.5人となりました。

2. 数値の誤りの原因

再点検結果に基づく障害者任免状況通報書の記入に当たって、

- ・消費者庁においては、法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数を433.5人と計上すべきところ、0.5人分を切り上げて434人と計上したこと
- ・外務省においては、障害者数の計上の際に、短時間勤務職員（1名分）について1人をもって0.5人と計上すべきところ、1人として計上したこと

によるものです。

また、障害者任免状況通報書を受理した厚生労働省においても、その確認が不十分であったものです。

障害者任免状況について

別紙

○ 国の行政機関における再点検に基づき通報された数値は以下のとおりです。

平成 29 年 6 月 1 日時点 国の行政機関の状況（法定雇用率 2.3%）（再点検後の訂正後）

※網掛け部分が訂正箇所

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
行政機関合計	285,754.5	3,407.0	1.19	3,396.5	
内閣官房	1,145.0	3.5	0.31	22.5	
内閣法制局	77.0	2.0	2.60	0.0	
内閣府	2,546.0	29.0	1.14	29.0	
宮内庁	925.5	10.0	1.08	11.0	
公正取引委員会	829.5	17.0	2.05	2.0	
警察庁	2,115.0	51.0	2.41	0.0	
金融庁	1,613.0	39.0	2.42	0.0	
消費者庁	433.5	0.5	0.12	8.5	
個人情報保護委員会	106.5	0.0	0.00	2.0	
復興庁	-	-	-	-	(注 4)
総務省	5,247.0	40.0	0.76	80.0	特例承認あり(注 5)
法務省	32,897.0	262.5	0.80	493.5	
公安調査庁	1,569.0	6.0	0.38	30.0	
外務省	6,334.0	24.5	0.39	120.5	
財務省	12,118.0	94.5	0.78	183.5	
国税庁	58,076.5	389.0	0.67	946.0	
文部科学省	2,816.0	16.0	0.57	48.0	特例承認あり(注 5)
厚生労働省	52,079.0	1,438.5	2.76	0.0	
農林水産省	16,081.5	195.5	1.22	173.5	
林野庁	4,821.5	80.0	1.66	30.0	
水産庁	632.0	6.0	0.95	8.0	
経済産業省	6,421.0	52.0	0.81	95.0	特例承認あり(注 5)
特許庁	3,207.0	16.0	0.50	57.0	
国土交通省	41,172.0	286.5	0.70	659.5	
観光庁	121.5	0.0	0.00	2.0	
気象庁	4,820.0	65.0	1.35	45.0	
海上保安庁	166.0	5.0	3.01	0.0	
運輸安全委員会	183.5	2.0	1.09	2.0	
環境省	2,775.0	15.0	0.54	48.0	
原子力規制委員会	1,135.5	27.0	2.38	0.0	
防衛省	19,867.0	201.0	1.01	255.0	
防衛装備庁	1,480.0	8.0	0.54	26.0	
人事院	666.0	5.0	0.75	10.0	
会計検査院	1,277.5	20.0	1.57	9.0	

注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。

注 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

注 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

注 4 注4の機関においては、労働者数が43.5人未満であり、障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に基づく障害者の雇用義務が発生していない。

注 5 注5の省庁は、特例承認を受けている。

特例承認とは、省庁及び当該省庁におかれる外局の申請に基づき、厚生労働大臣の承認を受けた場合に、当該省庁におかれる外局に勤務する職員を当該省庁に勤務する職員とみなすものである。

特例承認一覧

省庁	外局等	
総務省	消防庁	
文部科学省	文化庁	スポーツ庁
経済産業省	中小企業庁	資源エネルギー庁

平成 29 年 6 月 1 日時点 国の行政機関の状況（法定雇用率 2.3%）（再点検後の訂正前）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
行政機関合計	285,755.0	3,407.5	1.19	3,396.0	
内閣官房	1,145.0	3.5	0.31	22.5	
内閣法制局	77.0	2.0	2.60	0.0	
内閣府	2,546.0	29.0	1.14	29.0	
宮内庁	925.5	10.0	1.08	11.0	
公正取引委員会	829.5	17.0	2.05	2.0	
警察庁	2,115.0	51.0	2.41	0.0	
金融庁	1,613.0	39.0	2.42	0.0	
消費者庁	434.0	0.5	0.12	8.5	
個人情報保護委員会	106.5	0.0	0.00	2.0	
復興庁	-	-	-	-	(注 4)
総務省	5,247.0	40.0	0.76	80.0	特例承認あり(注 5)
法務省	32,897.0	262.5	0.80	493.5	
公安調査庁	1,569.0	6.0	0.38	30.0	
外務省	6,334.0	25.0	0.39	120.0	
財務省	12,118.0	94.5	0.78	183.5	
国税庁	58,076.5	389.0	0.67	946.0	
文部科学省	2,816.0	16.0	0.57	48.0	特例承認あり(注 5)
厚生労働省	52,079.0	1,438.5	2.76	0.0	
農林水産省	16,081.5	195.5	1.22	173.5	
林野庁	4,821.5	80.0	1.66	30.0	
水産庁	632.0	6.0	0.95	8.0	
経済産業省	6,421.0	52.0	0.81	95.0	特例承認あり(注 5)
特許庁	3,207.0	16.0	0.50	57.0	
国土交通省	41,172.0	286.5	0.70	659.5	
観光庁	121.5	0.0	0.00	2.0	
気象庁	4,820.0	65.0	1.35	45.0	
海上保安庁	166.0	5.0	3.01	0.0	
運輸安全委員会	183.5	2.0	1.09	2.0	
環境省	2,775.0	15.0	0.54	48.0	
原子力規制委員会	1,135.5	27.0	2.38	0.0	
防衛省	19,867.0	201.0	1.01	255.0	
防衛装備庁	1,480.0	8.0	0.54	26.0	
人事院	666.0	5.0	0.75	10.0	
会計検査院	1,277.5	20.0	1.57	9.0	

注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。

注 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

注 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

注 4 注 4の機関においては、労働者数が43.5人未満であり、障害者の雇用の促進等に関する法律第 43 条に基づく障害者の雇用義務が発生していない。

注 5 注 5の省庁は、特例承認を受けている。

特例承認とは、省庁及び当該省庁におかれる外局の申請に基づき、厚生労働大臣の承認を受けた場合に、当該省庁におかれる外局に勤務する職員を当該省庁に勤務する職員とみなすものである。

特例承認一覧

省庁	外局等	
総務省	消防庁	
文部科学省	文化庁	スポーツ庁
経済産業省	中小企業庁	資源エネルギー庁

平成 29 年 6 月 1 日時点 国の行政機関の状況（法定雇用率 2.3%）（再点検前）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
行政機関合計	275,449.0	6,867.5	2.49	2.0	
内閣官房	1,070.5	25.5	2.38	0.0	
内閣法制局	77.0	2.0	2.60	0.0	
内閣府	2,366.0	56.0	2.37	0.0	
宮内庁	925.5	22.5	2.43	0.0	
公正取引委員会	806.5	18.0	2.23	0.0	
警察庁	2,115.0	51.0	2.41	0.0	
金融庁	1,613.0	39.0	2.42	0.0	
消費者庁	394.0	10.0	2.54	0.0	
個人情報保護委員会	106.5	0.0	0.00	2.0	
復興庁	-	-	-	-	(注 4)
総務省	4,789.0	110.0	2.30	0.0	特例承認あり(注 5)
法務省	32,807.0	802.0	2.44	0.0	
公安調査庁	1,569.0	37.0	2.36	0.0	
外務省	6,065.0	150.0	2.47	0.0	
財務省	11,221.0	264.5	2.36	0.0	
国税庁	57,205.5	1,411.5	2.47	0.0	
文部科学省	2,116.0	51.0	2.41	0.0	特例承認あり(注 5)
厚生労働省	52,163.5	1,442.0	2.76	0.0	
農林水産省	15,244.0	364.0	2.39	0.0	
林野庁	3,979.0	93.0	2.34	0.0	
水産庁	606.0	14.0	2.31	0.0	
経済産業省	6,504.5	153.5	2.36	0.0	特例承認あり(注 5)
特許庁	2,781.0	65.5	2.36	0.0	
国土交通省	37,437.5	890.0	2.38	0.0	
観光庁	115.5	2.0	1.73	0.0	
気象庁	4,775.0	112.0	2.35	0.0	
海上保安庁	166.0	4.0	2.41	0.0	
運輸安全委員会	183.5	5.0	2.72	0.0	
環境省	1,974.0	46.0	2.33	0.0	
原子力規制委員会	1,135.5	27.0	2.38	0.0	
防衛省	19,867.0	516.0	2.60	0.0	
防衛装備庁	1,368.0	36.0	2.63	0.0	
人事院	625.0	15.0	2.40	0.0	
会計検査院	1,277.5	32.5	2.54	0.0	

注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。

注 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

注 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

注 4 注 4の機関においては、労働者数が43.5人未満であり、障害者の雇用の促進等に関する法律第 43 条に基づく障害者の雇用義務が発生していない。

注 5 注 5の省庁は、特例承認を受けている。

特例承認とは、省庁及び当該省庁におかれる外局の申請に基づき、厚生労働大臣の承認を受けた場合に、当該省庁におかれる外局に勤務する職員を当該省庁に勤務する職員とみなすものである。

特例承認一覧

省庁	外局等	
総務省	消防庁	
文部科学省	文化庁	スポーツ庁
経済産業省	中小企業庁	資源エネルギー庁

H29. 6. 1 現在の障害者任免状況通報に係る再点検結果（概要）

※網掛け部分が訂正箇所

○ 行政機関 実雇用率 2.49%⇒1.19% 雇用障害者数 6,867.5人⇒3,407.0人

	実雇用率の増 減 (%)	障害者数の増減 (人)			不足数の増減 (人)
内閣官房	2.38 ⇒ 0.31	25.5 ⇒ 3.5	(-22.0)	0.0 ⇒ 22.5	
内閣法制局	2.60 ⇒ 2.60	2.0 ⇒ 2.0	-	0.0 ⇒ 0.0	
内閣府	2.37 ⇒ 1.14	56.0 ⇒ 29.0	(-27.0)	0.0 ⇒ 29.0	
宮内庁	2.43 ⇒ 1.08	22.5 ⇒ 10.0	(-12.5)	0.0 ⇒ 11.0	
公正取引委員会	2.23 ⇒ 2.05	18.0 ⇒ 17.0	(-1.0)	0.0 ⇒ 2.0	
警察庁	2.41 ⇒ 2.41	51.0 ⇒ 51.0	-	0.0 ⇒ 0.0	
金融庁	2.42 ⇒ 2.42	39.0 ⇒ 39.0	-	0.0 ⇒ 0.0	
消費者庁	2.54 ⇒ 0.12	10.0 ⇒ 0.5	(-9.5)	0.0 ⇒ 8.5	
個人情報保護委員会	0.00 ⇒ 0.00	0.0 ⇒ 0.0	-	2.0 ⇒ 2.0	
復興庁(※)	-	-	-	-	
総務省	2.30 ⇒ 0.76	110.0 ⇒ 40.0	(-70.0)	0.0 ⇒ 80.0	
法務省	2.44 ⇒ 0.80	802.0 ⇒ 262.5	(-539.5)	0.0 ⇒ 493.5	
公安調査庁	2.36 ⇒ 0.38	37.0 ⇒ 6.0	(-31.0)	0.0 ⇒ 30.0	
外務省	2.47 ⇒ 0.39	150.0 ⇒ 24.5	(-125.5)	0.0 ⇒ 120.5	
財務省	2.36 ⇒ 0.78	264.5 ⇒ 94.5	(-170.0)	0.0 ⇒ 183.5	
国税庁	2.47 ⇒ 0.67	1,411.5 ⇒ 389.0	(-1,022.5)	0.0 ⇒ 946.0	
文部科学省	2.41 ⇒ 0.57	51.0 ⇒ 16.0	(-35.0)	0.0 ⇒ 48.0	
厚生労働省	2.76 ⇒ 2.76	1,442.0 ⇒ 1,438.5	(-3.5)	0.0 ⇒ 0.0	
農林水産省	2.39 ⇒ 1.22	364.0 ⇒ 195.5	(-168.5)	0.0 ⇒ 173.5	
林野庁	2.34 ⇒ 1.66	93.0 ⇒ 80.0	(-13.0)	0.0 ⇒ 30.0	
水産庁	2.31 ⇒ 0.95	14.0 ⇒ 6.0	(-8.0)	0.0 ⇒ 8.0	
経済産業省	2.36 ⇒ 0.81	153.5 ⇒ 52.0	(-101.5)	0.0 ⇒ 95.0	
特許庁	2.36 ⇒ 0.50	65.5 ⇒ 16.0	(-49.5)	0.0 ⇒ 57.0	
国土交通省	2.38 ⇒ 0.70	890.0 ⇒ 286.5	(-603.5)	0.0 ⇒ 659.5	
観光庁	1.73 ⇒ 0.00	2.0 ⇒ 0.0	(-2.0)	0.0 ⇒ 2.0	
気象庁	2.35 ⇒ 1.35	112.0 ⇒ 65.0	(-47.0)	0.0 ⇒ 45.0	
海上保安庁	2.41 ⇒ 3.01	4.0 ⇒ 5.0	(+1.0)	0.0 ⇒ 0.0	
運輸安全委員会	2.72 ⇒ 1.09	5.0 ⇒ 2.0	(-3.0)	0.0 ⇒ 2.0	
環境省	2.33 ⇒ 0.54	46.0 ⇒ 15.0	(-31.0)	0.0 ⇒ 48.0	
原子力規制委員会	2.38 ⇒ 2.38	27.0 ⇒ 27.0	-	0.0 ⇒ 0.0	
防衛省	2.60 ⇒ 1.01	516.0 ⇒ 201.0	(-315.0)	0.0 ⇒ 255.0	
防衛装備庁	2.63 ⇒ 0.54	36.0 ⇒ 8.0	(-28.0)	0.0 ⇒ 26.0	
人事院	2.40 ⇒ 0.75	15.0 ⇒ 5.0	(-10.0)	0.0 ⇒ 10.0	
会計検査院	2.54 ⇒ 1.57	32.5 ⇒ 20.0	(-12.5)	0.0 ⇒ 9.0	
計	2.49 ⇒ 1.19	6,867.5 ⇒ 3,407.0	(-3,460.5)	2.0 ⇒ 3,396.5	

※ 復興庁においては、労働者数が43.5人未満であり、障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に基づく障害者の雇用義務が発生していない。